第一生命

₩ Dai-ichi Life Group

第 11 号

年金トピック

2024 年 5 月 23 日 団 体 年 金 事 業 部

第35回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催

5月22日(水)に第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。議事は以下のとおりです。

- ・確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策について
- •その他

厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。 なお、別紙にて議事の概要および議論の内容をまとめております。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40296.html

【ご参考】

第33回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催および議論の中間整理の公表

https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1847

年金通信

https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/

以上

第一生命保険株式会社

第35回企業年金・個人年金部会について (議事の概要・議論の内容)

2 0 2 4 年 5 月 2 3 日 第一生命保険株式会社 団 体 年 金 事 業 部

•確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。

・特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

議事の概要



- 始めに、厚生労働省より資料1「確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策」の説明があり、その後各委員からコメント および質疑応答が行われました。
- 続いて、大江委員より資料2「大江委員提出資料(DCエクセレントカンパニー受賞企業にみる制度運営の好事例)」について説明があり、その後各委員からコメントおよび質疑応答が行われました。

議事		概要	
確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策【資料1】	・これまで行われてきた、金融サービスの提供に関する法律(金サ法)の改正、スチュワードシップ活動の実質化、資産運用立国に関する議論等を踏まえて、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」において以下の改訂を行うことについて提案された。		
	項目	改訂の内容(案)	
	金融サービスの提供に関する法律における「誠実公正義務」の位置づけ	・新たな事項が義務づけられたものではなく、 <u>現行の忠実義務等の規定による対応を</u> <u>定着・底上げするものである旨を明確化</u> するため、一般的な義務に注を追記	
	スチュワードシップ活動に係る協働モ ニタリング	・運用受託機関によるスチュワードシップ活動について、 <mark>協働モニタリングの取組に参</mark> <u>画することが考えられる</u> 旨を記載	
	運用受託機関の定期的な評価・必要 に応じた見直し	・総幹事会社を含む <u>運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直しを行うことが</u> 望ましいことを記載	
	人材育成等の推進	・ <u>適切な資質を持った人材</u> (一定年数の実務経験を有する人材、関連する資格や研修 受講歴を有している人材等) <u>の計画的な登用・配置が望ましい</u> ことや、 <u>専門性の向上に</u> <u>努める</u> ことを記載	
	加入者のための見える化 (任意の情報開示)	・加入者の利益に資するよう、加入者への <u>周知事項等をHP公表(情報開示)することが</u> 考えられる 音を記載	
その他 【 <u>資料2</u> 】	・DCエクセレントカンパニー受賞	企業にみる制度運営の好事例が共有された。	

議論の内容



- 議題1の「確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策」の主な議論の内容は以下の通りです。
- なお、方向性については、特段の異論はありませんでした。

	議事	主な意見
・誠実公正の部分の位置づけは、追記する内容については屋上屋を重ねるようなものは避けるべき。DBでは 用委託する場合と直接投資する場合では違いがあるかと思うので、書きぶりは検討すべき。 ・資産規模、事務局の体制面でも一様ではない。ガイドラインの具体的な内容については、小規模な基金、大 DBが対応できるのか厚労省にて丁寧に検討してほしい。特に、適切な人材の配置、という点については、、 置に余力のない小規模なDBでも対応できるような書きぶりにしてほしい。 【アセットオーナー・プリンシプルについて】 ・小規模な企業年金に対する配慮が必要。小規模な企業年金に対する配慮が必要。より高いレベルを求めら と、本業ではないため、小規模なところを中心に企業年金をやめてしまうのではないかと思う。私的年金の レッジは半分くらいから3割くらいに減っている。私的年金の普及促進の重要性が謳われているなかで、小力 企業年金でも取り組みやすい代替手段なども考えるべきだ。 ・アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインの項目の中には、DBの実態から乖離しているように見られる ある。運用担当責任者の設置やOCIの設置はそぐわないと思う。大半は規約型だと思うので、専任の体制でいないわけなので、コンプライ・オア・エクスプレインを求められても、どう対応すべきか、どう理解すべきた 務上の課題が引き起こされると思う。 ・アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインについて、策定中ということだが、企業年金の現場では先々、		 これまで積み上げてきた内容は、必要なことは盛り込まれてきたと思っているので、それを時代に合わせて変えていくということなのだろう。 ・誠実公正の部分の位置づけは、追記する内容については屋上屋を重ねるようなものは避けるべき。DBでは、運用委託する場合と直接投資する場合では違いがあるかと思うので、書きぶりは検討すべき。 ・資産規模、事務局の体制面でも一様ではない。ガイドラインの具体的な内容については、小規模な基金、規約型DBが対応できるのか厚労省にて丁寧に検討してほしい。特に、適切な人材の配置、という点については、人員配置に余力のない小規模なDBでも対応できるような書きぶりにしてほしい。 【アセットオーナー・プリンシプルについて】 ・小規模な企業年金に対する配慮が必要。小規模な企業年金に対する配慮が必要。より高いレベルを求められると、本業ではないため、小規模なところを中心に企業年金をやめてしまうのではないかと思う。私的年金のカバレッジは半分くらいから3割くらいに減っている。私的年金の普及促進の重要性が謳われているなかで、小規模な企業年金でも取り組みやすい代替手段なども考えるべきだ。 ・アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインの項目の中には、DBの実態から乖離しているように見られるものもある。 ・運用担当責任者の設置やOCIの設置はそぐわないと思う。大半は規約型だと思うので、専任の体制を整えていないわけなので、コンプライ・オア・エクスプレインを求められても、どう対応すべきか、どう理解すべきか、実務上の課題が引き起こされると思う。 ・アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインについて、策定中ということだが、企業年金の現場では先々、原則や補充原則について、どこまで対応すべきなのか、というのはすでに声が上がっている。具体的に厚労省や金融や補充原則について、どこまで対応すべきなのか、というのはすでに声が上がっている。具体的に厚労省や金融